

7 生活困窮者対策の推進

1 総合的な生活困窮者対策の推進

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

- (1) 生活困窮者の多様化・複雑化した課題にきめ細かく対応するため、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業に対する国庫補助率の引上げや基準額の上限枠の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

生活困窮者自立支援法の改正に伴う支援体制強化に、各地方自治体が適切に対応できるよう、各事業に係る相談支援員を地方自治体の負担なく配置するための財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

生活困窮者が抱える課題は多様化・複雑化しており、複数の関係機関等が連携し対応しなければならない困難なケースも多く、支援が長期化している。

また、物価高騰により生活に困窮する方への対応や生活福祉資金特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援など、コロナ禍から続く課題も継続している。

さらに、生活困窮者自立支援法が改正され、3事業（自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援）の一体的実施、居住支援事業の実施の努力義務化、住居確保給付金の拡充など、支援内容が強化されたことにより、地方自治体の負担は更に増える見込みである。

しかし、各事業の実施に係る財政負担が障壁となり、各地方自治体では必ずしも支援内容に見合った人員を措置できていない。

◆実現による効果

生活困窮者に対する相談支援体制が強化されることにより、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が実現でき、生活困窮者の自立支援が促進される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

- (2) 各地方自治体が、孤独・孤立対策推進法の意義を理解し、同法に定める責務を適切に担うことができるよう、支援の具体的なイメージやノウハウを提供するとともに、官民連携の体制づくりなどの政策展開の手法を明示すること。また、支援の実施に係る財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

令和6年4月施行の孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体の責務として、当事者の状況に応じた施策の検討・実施、関係機関との連携協議の促進、地域協議会の設置などが定められた。

神奈川県内において、本県を含めた34自治体のうち、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置は4自治体、地域協議会の設置は0自治体となっている。(令和6年6月調査時点)

また、本県が令和6年4月に設置した「かながわつながりネットワーク（神奈川県孤独・

孤立対策官民連携プラットフォーム)」に参画予定の自治体は、14 市町にとどまる。

理由として、全国的にも孤独・孤立対策を掲げた具体的な施策を実施していない自治体が少なくない中、本県においても、政策的なニーズ、具体的な実施方法や推進体制づくりの手法が分からないなどにより、未だ慎重になっていることなどが挙げられる。

そこで、具体的な支援のイメージやノウハウを提供し、財政的な支援を拡充することで、自治体の施策化を後押しすることが必要である。

◆実現による効果

各地方自治体において、支援体制の整備、関係機関との連携が促進され、孤独・孤立の予防や早期対応につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活支援課)

- (3) 生活困窮者支援の現場において、福祉人材の確保が課題となっており、DXの導入による業務の効率化を図る必要があることから、導入に向けたノウハウの提供と、体制整備に必要な財政支援を行うこと。

◆現状・課題

生活困窮の相談が増加し、困窮者が抱える課題も多様化・複雑化する一方、生活困窮者支援事業に携わる福祉人材の確保が難しくなっている。

そのため、業務効率化を図るためのデジタル技術の導入が不可欠となっている。

しかし、導入時のコストがかかることや、最適なシステムを構築するノウハウが少ないため、地方自治体での導入が進まない状況である。

◆実現による効果

業務の効率化が進むとともに、人材不足の解消につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活支援課)

2 ひきこもり支援の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ひきこもり支援を推進する体制構築のため、民間支援団体等への財政的支援の一層の拡充を図るとともに、補助対象経費に職員の人件費等を含めるなど、柔軟な活用を可能とするよう改めること。

また、市町村へのひきこもり地域支援センター等立上げ支援に対し、都道府県の負担をなくし、国において十分な財政措置を講じること。

さらに、メタバース（仮想空間）内における居場所づくりや、インターネット広告を利用した各種支援策の周知など、デジタル技術を活用した事業についても、補助対象として支援の充実を図ること。

◆現状・課題

ひきこもり状態にある本人や家族等の支援については、市町村やNPO等の身近な地域における支援体制の充実や居場所づくりの拡充が欠かせない。一方、ひきこもり支援にあたるNPO等に対する財政的支援は脆弱で、生活困窮者自立相談支援事業（ひきこもり支援推進事業）の民間団体との連携事業については、人件費や利用者への現物給付に充てることができないほか、社会福祉振興助成事業については、対象経費を助成事業に限定していることから、柔軟な活用を可能としていく必要がある。

◆実現による効果

補助内容の拡充により、ひきこもりの当事者やその家族への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

3 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、厚生労働省

ひとり親世帯の**経済的負担を軽減**し、安心して医療が受けられるよう、国において全国一律のひとり親世帯の**医療費助成制度を創設**すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う**国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止**すること。

◆現状・課題

ひとり親世帯の約5割が相対的貧困の状況にあるなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立は喫緊の課題である。

全ての都道府県において、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、ひとり親家庭等を対象に単独で医療費助成制度を実施している。

しかしながら、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の内容など、地方自治体の財政力などにより制度が異なっていることから、地域間の格差解消の観点や子育て施策充実の観点からも国における医療費助成制度創設が望まれる。

また、現在、地方自治体が独自に医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。令和5年12月に公表された「こども未来戦略」では、子どもの医療費助成の実施に伴う減額調整措置を廃止することが示されたが、ひとり親世帯の医療費助成に関する減額調整措置の廃止については示されていない。令和5年度、本県においては、ひとり親世帯の地方単独医療費助成制度の実施に伴い約2億円が減額されており、このうち、ひとり親世帯の子どもに係る減額調整分は減少するが、引き続き、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課、健康医療局医療保険課)